

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。

リコール・自主回収を専門に扱う物流業者のサービスが登場している。食品等の廃棄を前提とする回収では廃棄物の業許可が必要なケースもある。特に所有権移転の時期が明確でない宅急便のケースでは、排出者がだれか特定が難しく不適正処理を招きかねないので注意が必要である。行政による指針提示が待たれる。

有害廃棄物 2 種の政策動向を紹介。建築物等の解体等作業に伴う石綿に関する事前調査について発注者の責任を石綿含有廃棄物の取扱い等、施行者でなくより川上の発注者の責任を定める改正が行われた。PCB 廃棄物の処分期限について平成 39 年 3 月 31 日までの延長についてパブコメが実施。意見は多いが延長は決まりそうだ。



### リコール回収・自主回収について考える

木川 仁

ある宅配便会社 A 社の子会社の HP に書かれた次のような文言に目がとまった。

近年製品起因による事故や不具合が多発しており、あらゆる企業の様々な製品のリコールや自主回収が行われています。その場合、消費者には少しでも早くリコール・自主回収の発生の事実を知り、企業に修理や交換をして欲しいというニーズがありますが、

<中略> 株式会社では、リコール・自主回収情報の規模や製品種別を問わず情報を収集し、随時更新して発信することで、消費者の方々の安全・安心な生活の維持に努めます。

この会社は、こうしたリコール品の回収に関するプランニングやコンサルティング業務を主な事業内容として記載している。他方、A 社のライバル宅配便会社の B 社では、「トータル・リコールサービス」と名付けた製品回収業務を実施すると標榜している。

リコールや自主回収は、消費者の保護を最優先する観点から、各都道府県の HP に自主回収情報として、毎日、多数の商品名とその理由が開示されている。上記、A 社子会社や B 社の HP にも、こうした情報が収集され掲載されており、リコール等の件数は 12 月に入ってから 1 日平均 5 件と決して少ないとはいえない。

先日、ある方 (製造業 C 社に勤務) から次のような相談を受けた。

C 社は、消費者向けの電気製品を製造・販売しているが、ある商品に不具合があったためリコールすることになった。そこで、A 社子会社に相談したところ、「貴社 (C 社) のリコール品を回収し、全国各地にある A 社中継基地に集積した後、我社 (A 社子会社) がリサイクルまた

は産業廃棄物として処理します。」と言われたが、こうした処理は可能でしょうか、との相談であった。

自動車や電気製品等の大型の商品は、基本的に製造事業者が回収した後、不具合箇所を修理する等の改善策を施して消費者に戻すことが中心となり、廃棄処理をあまり考える必要はないと想定できる。

公開されている自主回収情報の中には、食品、日用雑貨品が多数掲載されているので、以下ではこうした商品について考える。通常、食品等のリコール・自主回収では、原因究明が行われたとしても、改善策を施して消費者に戻ることは、まずない。つまり、回収のいずれかで廃棄処分が行われるのが通例だ。とすると、こうした回収品の廃棄物処理は、所有者・占有者を考えながら総合判断説に従って処理することが必要になる。

例えば、店頭でリコールする場合、こうした商品は代金を返ししながら回収することが多い。商品の所有者・占有者は、小売・流通業者が製造事業者のいずれかとなって、廃棄物の排出者を明確化することが容易になる。しかし、宅配便を使用する場合、リコール品の所有権の移転タイミングははっきりしない。宅配便の料金を無料にしたとしても、許可なく廃棄物の引取りをしたとも見なされかねない。A 社子会社の行っているのは「下取り」ともいえないので、全国各地の集積場まで運ぶ行為もさることながら、A 社子会社が排出者になって産廃処理することも適法とはいえない。

A 社子会社が、廃棄物処理 (収集・運搬) に関する業許可を有していれば、話は違って来る。リコール品もまた捨てる意思、所有権、性状等により廃棄物になりうるため、回収事業を適法に行いたいのであれば、業許可の取得に踏み切ることが必要ではないかと考えられる。リコール・自主回収に係る廃棄物処理が増加している中、国、自治体、等の関係者の協議の下、基本的な方向性、指針を示すことが重要であろう。

(以上)

## 有害廃棄物の施策の動向

小西 道子

今回は、石綿やPCBなど有害廃棄物に係る国の施策の動向について述べる。

## 石綿含有産業廃棄物

まずは、石綿に係る動きである。「石綿飛散防止専門委員会」にて今年6月から石綿飛散防止対策を中心に大気汚染防止法改正が協議されてきたが、今月(12月)5日に第8回委員会を開催、中間報告の内容がほぼ固まった。12月26日開催の中央環境審議会大気環境部会にて、報告される予定である。

大きな改正点は、「発注者に対しても責任を課す、事前調査の新たな義務付け」と「施工者ではなく、発注者による届出の提出」である。

これまでも大気汚染防止法では、特定粉じん排出等作業(建築物等を解体・改造・補修する作業等)を実施する際は届出の義務を課してきた。しかし、届出を行う場合、当然行うはずの吹付け石綿有無等の事前調査は、明示的な義務として規定されてこなかった。この届出に係る一連の作業は実際の施工者により行われることになっているため、発注者から施工費を値切られる等により、ずさんな事前調査が行われ、最終的に石綿飛散の問題に繋がることが懸念されていた。このような背景から発注者責任を強化すべきとの議論があり、今回の改正で、事前調査を義務付けると共に、調査に対しては発注者も責任を持つこと、さらに届出も発注者の責任の下行うことの必要性が示された。

事前調査、届出の対象となる石綿の範囲は、「レベル3は除く」とされた。前々回までの議論では、レベル3も対象に含むべきとの意見も多かったが、自治体の事務処理負荷等を考慮し、今回はレベル1,2を優先させることとなったようだ。

ところで、建築物の解体等における石綿に係る事前調査や届出は、大気汚染防止法のみではなく、建設リサイクル法や石綿障害予防規則(労働安全衛生法)でも規定されている。各法で目的が異なるため、各実施義務者も各法で異なっており、吹付け石綿有無の調査を各法に基づきそれぞれ行わざるを得ないという重複問題が指摘されている。

建設リサイクル法では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査で吹付け石綿の付着有無の

調査が規定され、調査結果を届出書に記入することとなっている。事前調査実施は元請業者だが、実際に届出を行うのは発注者としている。

石綿障害予防規則では、発注者は石綿の使用状況を通知する努力義務が課されているが、事前調査及び届出は施工を行う事業者が行うこととなっている。

表:各法における実施義務者

		事前調査	届出
大気汚染防止法	新	発注者に責任を課す	発注者
	現	(なし)	施工者
建設リサイクル法		元請業者	発注者
石綿障害予防規則		施工者	施工者

廃棄物処理法改正で、排出事業者責任が強化されたが、大気汚染防止法でも、発注者、つまり、排出事業者の責任が問われることとなった。

「レベル3」の対策は進まないのか?という疑問に関しては、大気汚染防止法での強化ではなく、廃棄物処理法で対応していく方針のようだ。先月11月29日にはレベル3(石綿含有産業廃棄物)を主な対象とする、石綿含有廃棄物等の無害化処理の認定申請の告示がされており、現在縦覧中である。レベル3を対象とした申請は本認定制度が始まって以来(平成18年)初めてで、今後も本制度を活用したレベル3の適正処理推進が期待されるところである。

## PCB 廃棄物

最後に、PCB廃棄物についてである。「処分の期間を平成39年3月31日まで延長する」としてパブコメがこの1カ月間行われていたが、その結果が先週発表された。新たに設定された期限までの具体的な処理技術、スケジュール等が明らかになっていない状況で、期限は適切なのか、果たして処理仕切れるのか、と疑問を呈する意見が寄せられた。懸念材料は多いものの処理期限は平成39年度末までということになりそうだ。(以上)

## 株式会社日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@jaao.co.jp](mailto:shichida@jaao.co.jp)